

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る
専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和4年8月
原子力規制委員会
原子力安全人材育成センター
規制研修課

入札説明書

原子力規制委員会原子力安全人材育成センター
規制研修課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和4年8月5日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供

- 等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和4年8月22日（月） 14時30分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須としない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和4年9月7日（水） 12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル20階
原子力規制委員会原子力安全人材育成センター 規制研修課

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和4年9月20日（火）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和4年9月26日（月） 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに5. (2) の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課 亀井 美加子

電話：03-6277-6924

FAX：03-6277-7194

メールアドレス：kamei_mikako_nw2@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和4年9月26日開札[令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備(地質・地質構造分野)]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研究教材整備(地質・地質構造分野)
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研究教材整備(地質・地質構造分野)
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備(地質・地質構造分野)の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備(地質・地質構造分野)の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る
専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）
仕 様 書

1. 件名

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）

2. 概要

原子力規制委員会が新規規制基準適合性審査を担う審査官に対して実施する地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修のうち、地質・地質構造分野の一部を構成する「断層活動性評価」に関する研修教材を整備する。

3. 想定する研修の概要

3. 1 本研修が求める知識レベル

本研修は、新規規制基準適合性審査を中核的に担う審査官が、審査事項に関し、規制基準規則、同解釈に基づき独力で設置許可申請又は工事計画認可申請に係る審査を遂行し、規制基準への適合性を確認（審査書の作成及び説明を含む。）することを念頭に、審査事項のうち特に「断層活動性評価」に関する一般的な専門知識を、“OJT”（On-the-Job Training）に先立ち付与するものである。

3. 2 本研修の受講者があらかじめ備えている知識

本研修の受講者は、大学等において地質学の専門課程を必ずしも修了しているとは限らないが、すでに下記12.に示す研修（以下「既存研修資料」という。）内容を習熟し、おおむね3年以上の新規制基準適合性審査の実務経験があるものと想定する。

3. 3 本研修のテーマ及び講義時間

本研修のテーマ及び講義時間は表1の通りとする。

表1 地質・地質構造分野の研修テーマ及び講義時間

研修テーマ	研修（講義）時間
上載地層法による断層活動性評価	約2時間
伏在及び沿岸断層の断層活動性評価	約2時間
断層破砕物質による断層活動性評価	約2時間

4. 作成する研修教材について

4. 1 分量

下記4.2に示す研修教材の構成のうち、それぞれの節について各3ページを標準として研修教材を作成する。ただし、想定する講義においては、必ずしも研修教材の全てを説明する必要はないことから、調査、評価事例等、参考資料に相当するページとして

上記の標準を超えて作成することは妨げない。

4. 2 構成

作成する研修教材の構成として、下記を想定する（表 2～表 4）。

導入及び復習が一部に含まれる章又は節においては既存研修資料を利用してもよい。ただし、作業の進展に伴い、構成の変更がより効果的な学習効果をもたらすと考えられる場合には、原子力規制委員会担当者と協議のうえ、研修資料全体の分量が想定を下回らないように、構成の変更を認めることとする。

表 2 研修資料「上載地層法による断層活動性評価」の構成

章	節
1.	上載地層法による断層活動性評価の基本的考え方
	1. 1 活動性が明瞭な場合（概念図、導入）
	1. 2 活動性が否定できる場合（概念図、導入）
	1. 3 審査ガイドにおける上載地層法に関連する記載（導入）
2.	堆積物を対象にした年代評価
	2. 1 更新世とは（復習を含む）
	2. 2 海水準変動（復習を含む）
	2. 3 主要テフラ（復習を含む）
	2. 4 段丘面の認定（復習を含む）
	2. 5 ^{14}C 年代の原理（復習を含む）
	2. 6 K-Ar、FT 年代の原理（復習を含む）
	2. 7 ルミネッセンス年代、ESR の原理
	2. 8 古地磁気層序及び微化石層序
	2. 9 シーケンス層序学の基礎
3.	上載地層法による断層活動性評価の事例
	3. 1 陸域：トレンチ調査等による断層活動性評価の例（復習を含む）
	3. 1. 1 活動性評価が困難な場合（概念図）
	3. 1. 2 堆積相解析（特に海退相）
	3. 1. 3 ノンテクトニック断層
	3. 2 海域：海上音波探査による断層活動性評価の例（復習を含む）
	3. 2. 1 層序区分、編年
	3. 2. 2 探査法の差異
	3. 2. 3 見間違いやすい構造
文献	

表3 研修資料「伏在及び沿岸断層の断層活動性評価」の構成

章	節
1. 伏在断層の活動性評価	
	1. 1 伏在断層とは（導入）
	1. 1. 1 なぜ伏在断層が重要か（導入：最近の地震例）
	1. 1. 2 審査ガイドにおける伏在断層に関連する記載（導入）
	1. 2 伏在断層の活動性評価の基本的考え方
	1. 2. 1 断層変位指標の例
	1. 3 伏在断層のための断層変位指標の年代評価
	1. 3. 1 主要テフラの例
	1. 3. 2 テフラの認定例
	1. 4 伏在断層の活動性評価の事例
	1. 4. 1 段丘面による活動性評価
2. 沿岸断層の活動性評価	
	2. 1 沿岸断層とは（導入）
	2. 1. 1 なぜ沿岸断層が重要か（導入：最近の地震例）
	2. 2 沿岸断層の活動性評価の基本的考え方
	2. 2. 1 断層変位指標の例
	2. 2. 2 離水海岸地形の認定
	2. 2. 3 海上音波探査等による海陸境界付近の断層評価
	2. 3 離水海岸地形の形成年代評価
	2. 3. 1 完新世海水準変動
	2. 3. 2 沿岸域の最近の隆起・沈降の知見
	2. 3. 3 完新世海成堆積物を対象にした14C年代の留意点
	2. 3. 4 宇宙線生成核種による隆起年代に関する最近の知見
	2. 4 沿岸断層の活動性評価の事例
	2. 4. 1 離水生物群集による離水年代の評価
文献	

表4 研修資料「断層破碎物質による断層活動性評価」の構成

章	節
1. 断層の基本構造、断層破碎物質	
	1. 1 断層破碎物質による断層活動性評価の重要性
	1. 2 審査ガイドにおける断層破碎物質に関連する記載（導入：復習、概念図）

	1. 3 断層の構造 ①大局的構造 (導入)
	1. 4 断層の構造 ②断層岩の種類 (導入)
	1. 5 断層の構造 ③微細組織
2. 鉱物脈法	
	2. 1 基本的考え方 (導入: 復習、概念図)
	2. 2 鉱物の種類 (導入)
	2. 3 鉱物の見え方、同定 (導入)
	2. 4 鉱物の産状 (導入)
	2. 5 鉱物の生成環境
	2. 6 隆起速度から推定される鉱物脈の生成年代
	2. 7 最新活動面が鉱物脈を切っている例
	2. 8 最新活動面を鉱物脈が横断している例
	2. 9 最新活動面に鉱物脈が収斂している例
3. 古応力解析	
	3. 1 基本的考え方 (導入: 概念図)
	3. 2 応力とは (導入)
	3. 3 現在の広域応力場の理解
	3. 4 過去の広域応力場の変遷
	3. 5 条線から求めるスリップデータの解析
	3. 6 古応力場と現在の応力場を比較した例
4. 直接年代測定	
	4. 1 断層破砕物質の粘土鉱物の年代測定
	4. 2 断層破砕物質の ESR、OSL、TL 年代測定
文献	

5. 研修資料の作成

3. で示した研修概要、4. で示した研修資料の分量及び構成を踏まえ、研修資料を作成する。作成にあたっては、下記5. 1～5. 3に留意する。令和5年2月17日までにドラフトとして提出し、原子力規制委員会担当者による内容確認を経て(ドラフトを返却)、令和5年2月28日までに研修資料を提出する。

5. 1 作成する研修資料の観点

作成する研修資料は、審査官が審査を遂行する際に必要となる審査事項のうち、特に表1で示したテーマに関する一般的な専門知識を付与するものである。そのため、想定する研修資料の構成(表2～表4)のうち、導入部を除くそれぞれの節について、少な

くとも 1 ページにおいて、箇条書き等により審査のポイントとすべき事項 (2~3 点) を記載する。

5. 2 出所の明示

研修資料の作成において使用する図及び表については、著作権及びそれを有する組織、団体等の規則・規約を遵守のうえ、引用、参考 URL 等を適切に明示する。明示の方法 (書式) は、表 5~表 7 に示す主要文献等の記載に準ずる。著作権及びそれを有する組織、団体等の規則・規約を確認できた図及び表については、利用条件等を記載した確認リストを作成する。

なお、図及び表を使用するにあたり、著作権及びそれを有する組織、団体等の規則・規約が定められていない、又は確認が困難である場合には、図及び表を使用しない代わりに該当位置に貼り付け枠を設定し、その枠内に、引用、参考 URL 等を明示するとともにオリジナルの図表番号を示すこと。

5. 3 参考となる資料、キーワード等

研修資料の作成にあたり、参考となるキーワード、資料類を表 5~表 7 に示す。ただし、これらのキーワード、資料類は参考として示すものであり、これらの記載に限定されるものではない。

表 5 研修資料「上載地層法による断層活動性評価」の構成、内容、キーワード及び参考資料

中項目 (章に対応)	講義の深さ	内容(項目) (節に対応)	キーワード等	主要文献等
・上載地層法による断層活動性評価の基本的考え方	導入程度	活動性が明瞭な場合(概念図)	上載地層、変位・変形	・【資料】技術習熟カリキュラム 講義資料「地質・地質構造評価特論」, CT-EH305 基準地震動・基準津波及び地質構造・地盤安定性等評価の概要, 130p. ・日本電気協会(2015)「原子力発電所耐震設計技術指針」, JEAG4601-2015, 285p. ・地震調査研究推進本部(2010)「長期評価手法(暫定版)」, 117 p.
	導入程度	活動性が否定できる場合(概念図)	上載地層、時間間隙	
	導入程度	審査ガイドにおける上載地層法に関連する記載	MIS、微化石、火山灰への言及部分	・原子力規制委員会(2013)「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」, 50p.
・堆積物を対象にした年代評価	根幹(主体)	更新世とは(D1 のおさらい含む)	模式地、地磁気、水河性海水準変動	・町田洋・大場忠道・小野昭・山崎晴雄・河村善也・百原新・成瀬敏郎・福沢仁之・増田耕一(2003)「第四紀学」, 朝倉書店, 323p.
	根幹(主体)	海水準変動(D1 のおさらい含む)	10 万年周期、MIS 5e	・遠藤邦彦(2009)「第四紀の地球環境とその変動」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 70-78. ・池原研(2009)「海底堆積物中に記録された第四紀の大気変動」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 79-97. ・横山祐典(2009)「海水準変動とグローバルな水床量」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 98-117. ・大場忠通(2009)「過去の気候変化の有力な指標-酸素同位体比-」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 852-868.

	根幹(主体)	主要テフラ(D1のおさらい含む)	MIS 5e に着目 (Aso-4, Toya 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・地学団体研究会(1996)「火山灰分析の手引き(第4版)」, 56p. ・日本第四紀学会(1996)「第四紀露頭集-日本のテフラ」, 日本第四紀学会, 352p. ・鈴木毅彦(2009)「テフラと火山灰編年」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 946-992.
	根幹(主体)	段丘面の認定(D1のおさらい含む)	河岸段丘、海岸段丘	<ul style="list-style-type: none"> ・小池一之・町田洋(編)(2001)「日本の海成段丘アトラス」, 東京大学出版会, 122p. ・大田陽子(2009)「日本列島における完新世相対的海面変化および旧汀線高度の地域性」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 118-157.
	根幹(主体)	¹⁴ C年代の原理(D1のおさらい含む)	加速器質量分析計、yr B.P.、半減期、ウイグル	<ul style="list-style-type: none"> ・中村敏夫(2009)「加速器質量分析(AMS)による放射性炭素年代測定」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2038-2085.
	根幹(主体)	K-Ar, FT年代の原理(D1のおさらい含む)	半減期、フィッシュン・トラック、Ma	<ul style="list-style-type: none"> ・兼岡一郎(1998)「年代測定概論」, 東大出版会, 315p. ・板谷徹丸・兵藤博信(2009)「K-Ar(⁴⁰Ar/³⁹Ar)法」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2219-2269. ・埴原徹(2009)「フィッシュン・トラック(FT)年代測定」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2270-2314.
	紹介程度	ルミネッセンス年代、ESRの原理	OSL, TL, ESR, 年代リセット	<ul style="list-style-type: none"> ・塚本すみ子(2009)「ルミネッセンス年代測定法」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2315-2336. ・豊川新(2009)「ESR年代測定」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2337-2369. ・兼岡一郎(1998)「年代測定概論」, 東大出版会, 315p.
	紹介程度	古地磁気層序及び微化石層序	古地磁気層序、微化石層序、化石帯、基準面、群集、基礎試錐の例	<ul style="list-style-type: none"> ・斎藤常正(1999)最近の古地磁気層序の改訂と日本の標準微化石層序, 石油技術協会誌, 第64巻, 第1号, pp. 2-15. ・兵頭政幸(2009)「古地磁気層序」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 828-851. ・林広樹(2009)「浮遊性有孔虫を用いた第四紀編年」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 869-883. ・佐藤時幸(2009)「石灰質ナノ化石層序」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 884-900. ・小泉格(2009)「第四紀における珪藻層序と編年」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 901-934. ・本山功(2009)「放射虫を用いた第四紀編年」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 935-945. ・石油公団(1988)「昭和62年度 国内石油・天然ガス基礎調査基礎試錐「柏崎沖」調査報告書」, 80p.
	紹介程度	シーケンス層序学の基礎	海水準変動に呼応した各堆積体の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・日本地質学会フィールドジオロジー刊行委員会(編)・保柳康一・松田博貴・山岸宏光(著)(2006)「シーケンス層序と水中火山岩類」, 共立出版, 192p. ・徳橋秀一(1995)「海水準変動と堆積作用:シーケンス層序学序論」, 地質ニュース, 487号, pp. 26-35. ・伊藤慎(1999)「シーケンス層序学の基本的枠組み」, 地質学雑誌, 105, pp. 508-520. ・酒井哲弥・齊藤文紀・増田富士雄(1995)「シーケンス層序学入門」, 地質学論集, 45, pp. 1-14.
・上載地層法による断層活動性評価の事例	根幹(主体)	①-1 陸域:トレンチ調査等による断層活動性評価の例(D1のおさらい含む)	トレンチ、群列ボーリング、物理探査	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所活断層研究センター(2009)「変動地形に基づく伏在断層評価手法の高度化」, 原子力安全基盤機構請負事業 成果報告書(技術資料). ・丸山正・遠田晋次・吉見雅行・小俣雅志・郡谷順英・梶谷忠司・岩崎孝明・石川玲・山崎誠(2009)「2008年岩手・宮城内陸地震に伴う地震断層のトレンチ掘削調査」, 活断層・古地震研究報告, No.9, pp. 19-54. ・杉山雄一・新谷加代・宮脇理一郎・宮脇明子(2009)「平井一楠挽断層帯(関東平野北西縁断層帯)の地形及びボーリング調査による断層分布及び活動性の再検討」, 活断層・古地震研究報告, 第9号, pp. 79-111. ・米倉伸之・岡田篤正・森山昭雄(編)(2001)「大学テキスト 変動地形学」, 古今書院, 257p. ・中田高・島崎邦彦(1997)「活断層研究のための地層抜き取り装置(Geo-slicer)」, 地学雑誌, 106, pp. 59-69. ・九州電力(株)(2018)「玄海原子力発電所 地盤(敷地の地質・地質構造)について」, 第632回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(平成30年9月28日), 資料1-1-3. ・関西電力(株)(2017)「大飯発電所 地盤(敷地の地質・地質構造)について」, 大飯発電所 3, 4号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(72)(平成29年4月14日), 資料3.

			<ul style="list-style-type: none"> ・土木学会(2004)「原子力発電所の活断層系評価技術 一長大活断層系のセグメンテーション」, 378p.
紹介程度	①-2 活動性評価が困難な場合(概念図)	途中で切れる場合、分岐する場合、三つ巴の場合、複雑な形状の余震分布	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(泊、志賀)での例 ・岡田篤正(2013)「京丹後市の代表的な災害 3. 1927 年北丹後地震と地震断層」, 京丹後市史資料編『京丹後市の災害』, pp. 91-124. ・Umeda, K., Asamori, K., Makuuchi, A., and Kobori, K. (2014) "Earthquake doublet in an active shear zone, southwest Japan: Constraints from geophysical and geochemical findings ", Tectonophysics, 634, pp. 116-126. ・Toda, S. and Tsutsumi, H. (2013) "Simultaneous Reactivation of Two, Subparallel, Inland Normal Faults during the Mw 6.6 11 April 2011 Iwaki Earthquake Triggered by the Mw 9.0 Tohoku-oki, Japan, Earthquake ", Bulletin of the Seismological Society of America, 103, pp. 1584-1602. ・USGS(2019) "Magnitude 7.1 Earthquake in Southern California", URL(2020 年 3 月 25 日確認): https://www.usgs.gov/news/update-magnitude-71-earthquake-southern-california?qt-news_science_products=7#qt-news_science_products
紹介程度	①-3 堆積相解析(特に海退相)	海退シーケンス	<ul style="list-style-type: none"> ・William J. Fritz・Jonnie N. Moore・原田憲一(訳)(1999)「層序学と堆積学の基礎」, 愛智出版, 386p. ・八木下晃司(2011)「岩相解析および堆積構造(増補・改訂版)」, 古今書院, 283p. ・斉藤文紀(2012)「堆積構造、堆積相、堆積システム」, pp.65-77, (in)加藤碩一・今井登・遠藤祐二・脇田浩二・村上裕(編)地質学ハンドブック, 朝倉書店, 696p. ・岡崎浩子・中里裕臣(2009)「更新統の浅海堆積システムと堆積シーケンス」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 1184-1210. ・海津正倫(2009)「沖積低地」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 1246-1267. ・増田富士雄(2019)「ダイナミック地層学」, 近未来社, 222p. ・Walker, R. G. and James, N. P. eds. (1992) "Facies Models; Response to Sea Level Change", Geological Association of Canada, 409p.
紹介程度	①-4 ノンテクトニック断層	インボリューション、ソリフラクション、劣化膨張、地滑り	<ul style="list-style-type: none"> ・横田修一郎・永田秀尚・横山俊治・田近淳・野崎保(主著者)(2015)「ノンテクトニック断層 一識別方法と事例一」, 近未来社, 248p. ・大八木規夫(2018)「<増補版>地すべり地形の判読法 一空中写真をどう読み解くか一」, 近未来社, 368p. ・千木良雅弘(2018)「災害地質学ノート」, 近未来社, 244p. ・池田敦・福井幸太郎(2009)「現在の永久凍土環境と周水河地形」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 760-781. ・澤口晋一・三浦英樹(2009)「化石周水河現象と氷期の凍土環境の復元」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50 周年電子出版編集委員会編, pp. 782-803. ・島根大学(2003)「ノンテクトニック断層と活断層の識別方法確率に向けた基礎研究」, 平成 14 年度原子力安全基盤調査研究成果報告書, 96p. ・島根大学(2004)「ノンテクトニック断層と活断層の識別方法確率に向けた基礎研究」, 平成 15 年度原子力安全基盤調査研究成果報告書, 127p. ・島根大学(2005)「ノンテクトニック断層と活断層の識別方法確率に向けた基礎研究」, 平成 16 年度原子力安全基盤調査研究成果報告書, 106p. 写真集 20p.
根幹(主体)	②-1 海域:海上音波探査による断層活動性評価の例(D1のおさらい含む)	海上音波探査、サイドスキャンソナー	<ul style="list-style-type: none"> ・物理探査学会(編)(1989)「図解 物理探査」, 240p. ・物理探査学会(2008)「新版 物理探査適用の手引き(一土木物理探査マニュアル 2008-一)」, 539p. ・物理探査学会(2008)「最新の物理探査適用事例集」, 418p.
紹介程度	②-2 層序区分、編年	不整合、コア対比	

	紹介程度	②-3 探査法の差異	仕様、分解能	・物理探査学会(2016)「物理探査ハンドブック 増補改訂版」, A4版3分冊, 1045p.
	紹介程度	②-4 見間違えやすい構造	マルチプル、偽像	・武田裕幸・今村遼平(責任編集)(1996)「応用地学ノート」, 共立出版, 447p.

表6 研修資料「伏在及び沿岸断層の断層活動性評価」の構成、内容、キーワード及び参考資料

中項目 (章に対応)	講義の深さ	内容(項目) (節に対応)	キーワード等	主要文献等
・伏在断層とは	導入程度	なぜ伏在断層が重要か(最近の地震例)	千屋断層、2004中越地震、2006岩手宮城内陸地震	・宮内崇裕(1988)「海成段丘の変位から知られる東北日本弧北部の褶曲運動」, 月刊地球, 10巻, 9号, pp. 561-567. ・佐藤比呂志・伊藤谷生・池田安隆・平田直・今泉俊文・井川猛(2001)「震源断層-活断層システムのイメージングの意義と現状」, 地学雑誌, 110, pp. 838-848. ・地震調査研究推進本部(2007)「平成19年(2007年)新潟県中越沖地震の評価 補足説明」, URL(2020年3月25日確認): https://www.jishin.go.jp/main/chousa/07aug.chuetsu.oki/index.htm ・鈴木康弘・渡辺満久・中田高・小岩直人・杉戸信彦・熊原康博・廣内大助・澤祥・中村優太・丸島直史・島崎邦彦(2008)「2008年岩手・宮城内陸地震に関わる活断層とその意義—関市殿美町付近の調査速報—」, 活断層研究, No. 29, pp. 25-34.
	導入程度	審査ガイドにおける伏在断層に関連する記載	隆起等への言及	・原子力規制委員会(2013)「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」, 50p.
・伏在断層の活動性評価の基本的考え方	根幹(主体)	断層変位指標の例	河岸段丘、海岸段丘	・大田陽子(2009)「完新世海成段丘と地震性地殻変動」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会50周年電子出版編集委員会編, pp. 1399-1439. ・大田陽子・松田時彦・長沼和雄(1976)「佐渡小水地震(1802年)による土地隆起量の分布とその意義」, 地震 第2輯, 29巻, 1号, pp. 50-70.
・伏在断層のための断層変位指標の年代評価	根幹(主体)	主要テフラの例	MIS 7, 9, 11に着目(Tn-a ~ c, Kkt, Ata-Th等)	・町田洋・新井房夫(2003)「新編火山灰アトラス」, 東京大学出版会, 336p.
	紹介程度	テフラの認定例	化学組成のハーカプロット	・Matsu'ura, T., Furusawa, A., Shimogama, K., Goto, N. and Komatsubara, J., (2014) "Late Quaternary tephrostratigraphy and cryptotephrostratigraphy of deep-sea sequences (Chikyu C9001C cores) as tools for marine terrace chronology in NE Japan", Quaternary Geochronology, 23, pp. 63-79. ・Matsu'ura, T., Kimura, J.-I., Chang, Q. and Komatsubara, J., (2017) "Using tephrostratigraphy and cryptotephrostratigraphy to re-evaluate and improve the Middle Pleistocene age model for marine sequences in northeast Japan (Chikyu C9001C)", Quaternary Geochronology, 40, pp. 129-145. ・Matsu'ura, T., and Komatsubara, J., (2017) "Use of amphibole chemistry for detecting tephtras in deep-sea sequences (Chikyu C9001C cores) and developing a middle Pleistocene tephrochronology for NE Japan", Quaternary International, 456, pp. 163-179.
・伏在断層の活動性評価の事例	根幹(主体)	段丘面による活動性評価	MIS, T-T法、埋没段丘	・田力正好・池田安隆・野原壮(2009)「河成段丘の高度分布から推定された、岩手・宮城内陸地震の震源断層」, 地震 第2輯, 62巻, 1号, pp. 1-11.
・沿岸断層とは	導入程度	なぜ沿岸断層が重要か(最近の地震例)	1872年浜田地震、1802年小水地震、2007年能登半島沖地震	・大田陽子(2009)「完新世海成段丘と地震性地殻変動」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会50周年電子出版編集委員会編, pp. 1399-1439. ・藤森孝俊・蒔苗耕司・山口勝・川口隆・太田陽子(1990)「鳥根県浜田地震(1872年)の地形学的検討」, 地学雑誌, 99, pp. 44-59. ・大田陽子・松田時彦・長沼和雄(1976)「佐渡小水地震(1802年)による土地隆起量の分布とその意義」, 地震 第2輯, 29巻, 1号, pp. 50-70. ・渡辺満久・中村優太・鈴木康弘(2015)「能登半島南西岸変動地形と地震性隆起」, 地理学評論, 88, pp. 235-250. ・国土地理院(2007)「平成19年(2007年)能登半島地震に伴う地殻変動(第2報)」, URL(2020年3月25日確認): https://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2007-0328.html
・沿岸断層の活動性評価の基本的考え方	根幹(主体)	断層変位指標の例	離水海岸地形(段丘は割愛)	・松倉公憲(2008)「地形変化の科学 一風化と侵食—」, 朝倉書店, 242p. ・豊島吉則(1967)「山陰海岸における完新世海面変化」, 鳥取大学教育学部研究報告, 18, pp. 64-98.
	根幹(主体)	離水海岸地形の認定	ベンチ、海蝕洞、離水生物群集	・豊島吉則(1978)「山陰海岸における完新世海面変化」, 地理学評論, 51, pp. 147-157. ・砂村継夫(1975)「波による岩石海岸の地形変化-最近の研究とその問題点-」, 地理学評論, 48, pp. 395-411. ・茅根創・吉川虎雄(1986)「房総半島南東岸における現成・離水浸食海岸地形の比較研究」, 地理学評論, 59, Ser. A, pp. 18-36. ・茅根創・山室真澄・松本英二(1987)「房総半島南東岸における旧

				汀線の指標としてのヤッコカンザシ」, 第四紀研究, 26, pp. 47-57.
	根幹(主体)	海上音波探査等による海陸境界付近の断層評価	ストリーマ、ベイケーブル、VSP、反射法地震探査	<ul style="list-style-type: none"> ・物理探査学会(編)(1989)「図解 物理探査」, 240p. ・物理探査学会(2008)「新版 物理探査適用の手引き(一土木物理探査マニュアル 2008-)」, 539p. ・物理探査学会(2008)「最新の物理探査適用事例集」, 418p. ・物理探査学会(2016)「物理探査ハンドブック 増補改訂版」, A4版 3分冊, 1045p.
・離水海岸地形の形成年代評価	紹介程度	完新世海水準変動	”縄文海進”、水床の消長	・横山祐典(2009)「海水準変動とグローバルな水床量」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 98-117.
	紹介程度	沿岸域の最近の隆起・沈降の知見	ハイドロアインスタシー	
	紹介程度	完新世海成堆積物を対象にした ¹⁴ C 年代の留意点	海洋リザーバー効果、ローカルリザーバー効果	・中村敏夫(2009)「加速器質量分析(AMS)による放射性炭素年代測定」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2038-2085.
	紹介程度	宇宙線生成核種による隆起年代に関する最近の知見	¹⁰ Be、 ²⁶ Al	・堀内一穂(2009)「宇宙線生成核種」, デジタルブック最新第四紀学, 日本第四紀学会 50周年電子出版編集委員会編, pp. 2130-2157.
・沿岸断層の活動性評価の事例	根幹(主体)	離水生物群集による離水年代の評価	2007 能登半島沖地震、若狭湾沿岸(寛文地震)、プレート境界地震での隆起の例	<ul style="list-style-type: none"> ・宍倉正展・行谷佑一・小野尚哉・神田広信(2014)「房総半島南部見物海岸における精密地形測量と ¹⁴C 年代測定」, 活断層・古地震研究報告, 第 14 号, pp. 1-38. ・宍倉正展(2003)「変動地形からみた相模トラフにおけるプレート間地震サイクル」, 地震研究所彙報, 78, pp. 245-254. ・前李英明(2001)「隆起付着生物の AMS ¹⁴C 年代からみた室戸岬の地震性隆起に関する再検討」, 地学雑誌, 110, pp. 479-490. ・前李英明(2006)「室戸半島の第四紀地殻変動と地震隆起」, 地質学雑誌, 112, 補遺, pp. 17-26.

表 7 研修資料「断層破碎物質による断層活動性評価」の構成、内容、キーワード及び参考資料

中項目(章に対応)	講義の深さ	内容(項目)(節に対応)	キーワード等	主要文献等
・断層の基本構造、断層破碎物質	導入程度	断層破碎物質による断層活動性評価の重要性(概念図)	断層破碎物質	・【資料】技術習熟カリキュラム 講義資料「地質・地質構造評価特論」, CT-EH305 基準地震動・基準津波及び地質構造・地盤安定性等評価の概要, 130p.
	導入程度	審査ガイドにおける断層破碎物質に関する記載	鉱物脈法等、評価方法の未確立、総合的判断への言及	・原子力規制委員会(2013)「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」, 50p.
	導入程度	断層の構造 ①大局的構造	震源断層、浅部の形態(褶曲、拗曲等)、ダメージゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・狩野謙一・村田明広(1998)「構造地質学」, 朝倉書店, 308p. ・金折裕司(2014)「断層地震の連鎖 一断層との対話」, 近未来社, 238p. ・川端訓代(2015)「断層岩の世界」, ジオルジュ, 4, (2), pp. 7-9.
	導入程度	断層の構造 ②断層岩の種類	生成環境(カタクレーサイト、ガウジ、他(マイロナイト、シユードタキライト))、脆性・塑性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本地質学会フィールドジオロジー刊行委員会(編)・天野一男・狩野謙一(著)(2009)「構造地質学」, 共立出版, 192p. ・日本地質学会フィールドジオロジー刊行委員会(編)・中島隆・高木秀雄・石井和彦・竹下徹(著)(2004)「変成・変形作用」, 共立出版, 208p. ・大谷栄治・長谷川昭・花輪公雄(編)・金川久一(著)(2011)「地球のテクトニクス II—構造地質学—(10巻)」, 現代地球科学入門シリーズ, 共立出版, 270p. ・大谷栄治・長谷川昭・花輪公雄(編)・藤野清志(著)(2015)「結晶学・鉱物学(11巻)」, 現代地球科学入門シリーズ, 共立出版, 194p.
	根幹(主体)	断層の構造 ③微細組織	最新活動面、複合面構造(L・R・p面)、条線、ステップ	・周藤賢治・小山内康人(2002)「岩石学概論(下)解析岩石学—成因的岩石学へのガイド」, 共立出版, 272p.
・鉱物脈法	導入程度	基本的考え方(概念図)	代表的な手順	・石渡明(2016)「鉱物脈法による断層活動性評価について」, 日本地質学会 2016 年年次大会, R23-O-3.
	導入程度	鉱物の種類	主要造岩鉱物(審査で頻出する鉱物を中心に)、粘土鉱物、性質(劈開、消光等)、結晶系	<ul style="list-style-type: none"> ・地学団体研究会(編)・赤井純治・赤坂正秀・池田攻・大谷栄治・寒河江登志朗・田崎和江・中野聰志・富田克敏・牧野州明・松原聡・溝田忠人・山口佳昭・吉村尚久(著)(1995)「鉱物の科学」, 東海大学出版会, 199p. ・吉村尚久(2001)「粘土鉱物と変質作用」, 地学団体研究会, 293p. ・吉村尚久(2003)「続成作用と粘土鉱物」, 粘土科学, 42, 3, pp. 167-173. ・黒田吉益・諏訪兼位(1983)「偏光顕微鏡と岩石鉱物」, 共立出版, 390p.
	導入程度	鉱物の見え方、同定	偏光顕微鏡、SEM、XRD、EPMA EDS、原理など(2θの意味など)	<ul style="list-style-type: none"> ・地学団体研究会(編)・赤井純治・赤坂正秀・池田攻・大谷栄治・寒河江登志朗・田崎和江・中野聰志・富田克敏・牧野州明・松原聡・溝田忠人・山口佳昭・吉村尚久(著)(1995)「鉱物の科学」, 東海大学出版会, 199p. ・黒田吉益・諏訪兼位(1983)「偏光顕微鏡と岩石鉱物」, 共立出版, 390p. ・日本表面科学会(編)(1998)「電子プローブ・マイクロアナライザー」, 丸善出版, 221p.

			渡邊俊哉(2011)「走査電子顕微鏡の原理と応用(観察・分析)」, 精密工学会誌, 77, 11, pp. 1021-1026. ・日本電子「走査電子顕微鏡 A~Z」, URL (2020年3月27日参照): https://www.jeol.co.jp/words/semterms/sem-a_z.pdf ・大谷肇(編著)(2015)「機器分析」, 講談社サイエンティフィック, 287p.	
導入程度	鉱物の産状	脈、自形・他形、固溶体、果帯構造	・黒田吉益・諏訪兼位(1983)「偏光顕微鏡と岩石鉱物」, 共立出版, 390p. ・周藤賢治・小山内康人(2002)「岩石学概論<上>記載岩石学-岩石学のための情報収集マニュアル」, 共立出版, 272p. ・周藤賢治・小山内康人(2002)「岩石学概論<下>解析岩石学-成因的岩石学へのガイド」, 共立出版, 272p. ・飯山敏道(1998)「地球鉱物資源入門」, 東京大学出版会, 195p.	
根幹(主体)	鉱物の生成環境	温度圧力条件	・水田敏夫・石山大三(2009)「母岩の変質と鉱床の生成」, 資源地質, 59, pp. 165-180. ・周藤賢治・小山内康人(2002)「岩石学概論<下>解析岩石学-成因的岩石学へのガイド」, 共立出版, 272p. ・東正治(2004)「熱水鉱床と粘土鉱物」, 粘土科学, 43, 4, pp. 219-227.	
根幹(主体)	隆起速度から推定される鉱物脈の生成年代		・藤原治・柳田誠・三箇智二・守屋俊文(2005)「地層処分から見た日本列島の隆起・浸食に関する研究」, 原子力バックエンド研究, 11, pp. 113-124.	
根幹(主体)	最新活動面が鉱物脈を切っている例	鏡下での観察事例(審査事例等)		
根幹(主体)	最新活動面を鉱物脈が横断している例	鏡下での観察事例(審査事例等)	・九州電力(株)(2014)「川内原子力発電所敷地内の断層評価について(コメント回答)」, 第95回審査会合(平成26年3月19日), 資料2-1.	
紹介程度	最新活動面に鉱物脈が収斂している例	鏡下での観察事例(審査事例等)		
・古応力解析	導入程度	基本的考え方(概念図)	・狩野謙一・村田明広(1998)「構造地質学」, 朝倉書店, 308p. ・日本地質学会フィールドジオロジー刊行委員会(編)-天野一男・狩野謙一(著)(2009)「構造地質学」, 共立出版, 192p. ・坂口有人HP「四万十帯に便利」, URL(2020年3月27日参照): http://www.arito.jp/LecEQsub_index.shtml	
	導入程度	応力とは	・山路敦(2001)総説:新しい小断層解析, 地質学雑誌, 107, pp. 461-479. ・佐藤活志・大坪誠・山路敦(2017)「応力逆解法手法の発展と応用」, 地質学雑誌, 123, pp. 301-402. ・山路敦(2000)「理論テクトニクス入門-構造地質学からのアプローチ」, 朝倉書店, 287p.	
	根幹(主体)	現在の広域応力場の理解	・「シリーズ日本地方地質誌(1~8)」, 朝倉書店. ・産総研HP, 「地殻応力データベース」, URL(2020年3月27日参照): https://gbank.gsj.jp/crstress/ ・国土地理院HP, 「日本の地殻水平ひずみ図」, URL(2020年3月27日参照): https://www.gsi.go.jp/cais/HIZUMI-hizumi.html ・瀬野徹三(1995)「東北-中部-西南日本の広域応力場-1995年兵庫県南部地震に対するテクトニックな意味-」, 地震, 48, pp. 539-546.	
	根幹(主体)	過去の広域応力場の変遷	・金折裕司(2014)「断層地震の連鎖-一断層との対話-」, 近未来社, 238p. ・中村光一(1992)「反転テクトニクス(inversion tectonics)とその地質構造表現」, 構造地質, 38号, pp. 3-45. ・岡村行信・佐藤幹夫・渡辺真人・山本博文(1992)「日本海南東部のインバージョン・テクトニクス」, 構造地質, 38号, pp. 47-58. ・山田泰広・服部昌樹・国安稔(1992)「新潟油田域におけるインバージョン・テクトニクス」, 構造地質, 38号, pp. 59-72. ・佐藤比呂志(1996)「日本列島のインバージョンテクトニクス(要旨)」, 活断層研究, 15, pp. 128-132. ・金川久一(2011)「地球のテクトニクスII 構造地質学」, 現代地球科学入門シリーズ, 10, 253p.【特に pp. 186-201】 ・柳井修一・青木一勝・赤堀良光(2010)「日本海の拡大と構造線-MTL, TTLそしてフォッサマグナー」, 地学雑誌, 119, pp. 1079-1124. ・高橋雅紀(2006)「フィリピン海プレートが支配する日本列島のテクトニクス」, 地学雑誌, 115, pp. 116-123.	
	根幹(主体)	条線から求めるスリップデータの解析	山路の応力テンソルインバージョン、下半球投影、精度	・Yamaji, A., Otsubo, M. and Sato, K., (2006) "Paleostress analysis using the Hough transform for separating stresses from heterogeneous fault-slip data", Journal of Structural Geology, 28, pp. 980-990. ・sato.K(2006) "Incorporation of incomplete fault-slip data into stress tensor inversion", Tectonophysics Vol. 421(3-4), pp. 319-330.
	根幹(主体)	古応力場と現在の応力場を比較した例	相対的な活動性評価、断層のグルーピング、活動順序、311後の411の例(複雑な条線)、311前後でのパラダイムシフト	・藤内ほか(2008)「鹿児島県飯島列島北部の地質構造と古応力解析」, 地質学雑誌, 114, pp. 547-559. ・地震調査研究推進本部(2017)「別府-万年山断層帯(大分平野-由布院断層帯東部)における重点的な調査観測 平成26~28年度 成果報告書」, URL(2020年3月27日参照): https://www.jishin.go.jp/database/project_report/bepu_haneyama/bepu_haneyama-h28/ (3.2章, pp. 199-206: 別府地域における古応力解析) ・富田智・山路敦(2001)「共役断層による小断層解析はすべて誤りか? 新潟県新津丘陵における多重逆解法と共役断層法との比較」, 地質学雑誌, 107, pp. 711-721.
	・直接年代測定	紹介程度	断層破砕物質の粘土鉱物の年代測定	K-Ar等、イライト・スメクタイト混合層、母岩の混入 ・兼岡一郎(1998)「年代測定概論」, 東大出版会, 315p.

紹介程度	断層破砕物質の ESR、OSL、TL 年代測定	ESR (福地氏の例)、OSL (雁澤氏の例)、TL 年代測定	・兼岡一郎(1998)「年代測定概論」, 東大出版会, 315p. ・Fukuchi, T., (2001) "Assessment of fault activity by ESR dating of fault gouge; an example of the 500 m core samples drilled into the Nojima earthquake fault in Japan", Quaternary Science reviews, 20, pp. 1005-1008. ・鷹澤好博・高橋知佳史・三浦知督・清水聡(2013)「光ルミネッセンスと熱ルミネッセンスを利用した活断層破砕帯の年代測定」, 地質学雑誌, 119, pp. 714-726.
------	-------------------------	---------------------------------	--

6. 実施場所

本作業は受注者の作業場所において実施する。

7. 実施期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで。

8. 打合せの実施

作業の進捗、求める知識レベル、作成する研修資料の分量及び構成、審査のポイントとすべき事項及び観点について、原子力規制委員会担当者と確認又は協議するため、打合せを 3 回 (初回・中間・最終) 実施する。

9. 提出書類及び納入品目

	提出書類及び納入品目	提出部数	提出期日
1	実施計画書(注1)	1	契約締結後速やかに提出し、原子力規制委員会担当者の承認を受けること。変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	下請負届	1	契約締結後速やかに 該当しない場合は省略できる。
3	情報セキュリティに関する書面 (注2)	1	契約締結後速やかに
4	研修資料(注3)	4 (電子媒体) 1 (紙媒体)	納入時
5	確認リスト(注4)	1	納入時
6	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時
7	完了届	1	納入時

注1) 実施計画書の要求事項は 1 1. によるものとする。

注2) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は 1 4. によるものとする。

注3) 成果物の電子媒体 (CD-R 又はDVD-R) には、「断層破砕物質による断層活動性評価」、「伏在及び沿岸断層の断層活動性評価」、「断層破砕物質による断層活動性評価」の研修資料のドラフト (Microsoft PowerPoint形式) を格納すること。なお、電子媒体には契約件名、提出日、受注者名、全ページ数を記載したラベルを貼付又は印刷すること。

注4) 使用する図及び表について、著作権及びそれを有する組織、団体等の規則・規約を遵守したことを示すために、利用条件等を記載した確認リスト。

10. 納入場所

原子力規制委員会原子力安全人材育成センター 規制研修課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル20階

11. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 実施内容

実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(2) 実施体制

本作業を統括する実施責任者と、業務管理責任者及び技術管理責任者の役職、氏名を明示した実施体制図を示すこと。

ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。

- ・ 実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。
- ・ 実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、支障なく業務が遂行できるようにすること。
- ・ あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

(3) 品質管理体制

社内の品質管理体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質管理部門と本作業の実施部門とが独立していることを明示すること。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

(4) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(5) 工程管理

実施項目ごとに無理のない計画を立て、実施工程表を示すこと。

12. 無償貸与品及び利用可能なもの

(1) 無償貸与品

- (a) 技術習熟カリキュラム 研修資料「地質・地質構造評価特論」, CT-EH305 基準地震動・基準津波及び地質構造・地盤安定性等評価の概要, 130p.
- (b) その他、本事業を遂行するために、原子力規制委員会が必要と認めたもの。

なお、貸与物品については、本事業の目的以外には使用せず、本事業終了後に受注者の責任において返却すること。

- (2) 利用可能なもの
特になし。

1 3. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、9.に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

1 4. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制委員会担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制委員会担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制委員会担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制委員会担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、原子力規制委員会担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制委員会担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

1 5. 著作権の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センターが

保有するものとする。

- (2) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たって、第三者が権利を有する著作権、知的財産権等を有する場合は、受注者の責任において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

16. 守秘義務

請負者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。請負者は、本事業に係る情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本事業以外に使用してはならない。

17. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により実施し難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制委員会担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、原子力規制委員会担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、原子力規制委員会担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、原子力規制委員会担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

入札適合条件

令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。（競争参加資格通知書の写しを提出）
- (2) 担当者が、原子力規制委員会原子力安全人材育成センターの担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (3) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。（ISMS の認証の写し、又は社内標準等の写しを提出）
- (4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先（下請負先）に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。
 - (a) 原子炉等規制法の規制対象となる者（原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者）（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く）
 - (b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者
 - (c) (a)及び(b) 者の子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体）
 - (d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者（ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く）
- (5) 技術に関して、上載地層法による断層の調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。

（下記（9）参照）

 - ① 作業名称ないしは発表件名（固有名称を除く）
 - ② 発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）または発表先（学会、機関紙等の名称）

③ 実施年度

④ 作業概要（公開できる範囲に限る。）

- (6) 技術に関して、伏在断層又は沿岸断層の調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。

（下記（9）参照）

① 作業名称ないしは発表件名（固有名称を除く）

② 発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）または発表先（学会、機関紙等の名称）

③ 実施年度

④ 作業概要（公開できる範囲に限る。）

- (7) 技術に関して、断層破砕物質に関する調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。

（下記（9）参照）

① 作業名称ないしは発表件名（固有名称を除く）

② 発注者の区分（国/地方公共団体/民間会社）または発表先（学会、機関紙等の名称）

③ 実施年度

④ 作業概要（公開できる範囲に限る。）

- (8) 作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。

(a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。

(b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。

(c) 実施項目ごとに、付表-1 に示す各技術者区分に該当する担当者の作業量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。

(d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。

- (9) 実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。

(a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（5）～（8）で求める「能力を有する技術者」、並びに「担当者」もこの記号で示すこと。

(b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。

（注1） 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要は

ない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 作業件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載すること。

- (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法(本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(9)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力安全人材育成センターに提出し、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)は、正1部及び副2部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和4年9月6日(火)12時までに電子メール又は文書(FAXも可)で、下記の原子力規制委員会原子力安全人材育成センター規制研修課に提出すること。

適合証明書等提出先：

原子力規制委員会原子力安全人材育成センター 規制研修課
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル20階
TEL：03-6277-6924
FAX：03-6277-7194

質問提出先：

原子力規制委員会原子力安全人材育成センター 規制研修課
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル20階
担当：亀井 美加子(kamei_mikako_nw2@nra.go.jp)
TEL：03-6277-6924
FAX：03-6277-7194

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

適合証明書

件名：令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備
(地質・地質構造分野)

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。(競争参加資格通知書の写しを提出)</p> <p>(2) 担当者が、原子力規制委員会原子力安全人材育成センターの担当職員と日本語による意思の疎通ができること。</p> <p>(3) 実施責任者が所属する組織・部門が一般財団法人 日本情報経済社会推進協会または海外の認定機関により認定された審査登録機関により情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を受けていること。認証を受けていない場合には、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。(ISMS の認証の写し、又は社内標準等の写しを提出)</p> <p>(4) 本作業の遂行に際して、以下に該当しないことを明記すること。なお、受注者が業務の一部を外注する場合にも外注先(下請負先)に対して同様の考え方の適用を求めるものとする。(a) 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く)</p> <p>(a) 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く)</p> <p>(b) 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者</p> <p>(c) (a)及び(b)者の子会社(親会社の出資比率が50%を超える被支配会社)又は団体(運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が(a)及び(b)の者である団体)</p> <p>(d) 同時期に同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注した者(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を(a)から(c)の者から受注する場合は除く)</p>		

<p>(5) 技術に関して、上載地層法による断層の調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。</p> <p>(下記(9)参照)</p> <p>① 作業名称ないしは発表件名(固有名称を除く)</p> <p>② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)または発表先(学会、機関紙等の名称)</p> <p>③ 実施年度</p> <p>④ 作業概要(公開できる範囲に限る。)</p> <p>(6) 技術に関して、伏在断層又は沿岸断層の調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。</p> <p>(下記(9)参照)</p> <p>① 作業名称ないしは発表件名(固有名称を除く)</p> <p>② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)または発表先(学会、機関紙等の名称)</p> <p>③ 実施年度</p> <p>④ 作業概要(公開できる範囲に限る。)</p> <p>(7) 技術に関して、断層破碎物質に関する調査を実施し、それに基づき活断層の活動性を評価できる能力を示すこと。なお、これらを実績で示す場合は、添付資料に実績1件について下記の事項を記すこと。また、上記の能力を有する技術者が直接担当者となるよう、実施体制を確保できること。</p> <p>(下記(9)参照)</p> <p>① 作業名称ないしは発表件名(固有名称を除く)</p> <p>② 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)または発表先(学会、機関紙等の名称)</p> <p>③ 実施年度</p> <p>④ 作業概要(公開できる範囲に限る。)</p> <p>(8) 作業内容に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 納期内の作業配分に無理のない作業スケジュールを立て、示すこと。</p> <p>(b) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「作業の流れ」を示すこと。</p> <p>(c) 実施項目ごとに、付表-1に示す各技術者区分に該当する担当者の作業</p>		
--	--	--

<p>量（人日数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表-1 に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。</p> <p>(d) 各担当者の月別作業量（人日数）を示すこと。</p> <p>(9) 実施体制に関して、下記の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 本作業を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務作業を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（5）～（8）で求める「能力を有する技術者」、並びに「担当者」もこの記号で示すこと。</p> <p>(b) 本作業の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本作業に関連する実務の経験）（注2）等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、上記(a)の記号で示すこと。</p> <p>（注1） 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>（注2） 作業件名（固有名詞は除く）、受注年度、受注者の区別（国/地方公共団体/民間会社）及び当該作業における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>(c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本作業の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本作業にかかわる品質管理の具体的な方法（本作業に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。</p>	
--	--

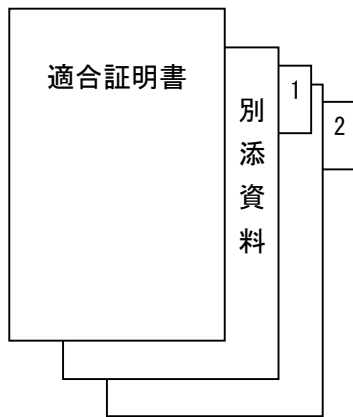
適合証明書に対する照会先
所在地 : (郵便番号も記載のこと)
商号又は名称及び所属 :
担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
E-Mail :

付表-1 技術者の適用業務区分

技術者区分	適用業務
主任技術者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
技師長	複数の定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを勤める技術者。
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指示の下に非定型業務を担当する。
技師（B）	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的な指示の下に高度な定型業務を担当する。
技師（C）	上司の包括的な指導の下に一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導の下に高度な定型業務を担当する。
技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員（賃金）を指導して基礎的資料を作成する。

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和4年度地震、津波及び火山のハザードに係る専門分野の研修教材整備（地質・地質構造分野）」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金円（うち消費税額及び地方消費税額円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和5年2月28日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない

い。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可

- した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後も役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する

場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応について

は、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - （1）甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - （2）甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者

は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付